

旭川医科大学大学院委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学大学院委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学大学院委員会規程（平成16年旭医大達第103号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 大学院委員会に、専門的事項を調査審議するため、修士課程小委員会及び博士課程小委員会を置く。</p> <p>2 修士課程小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p><u>(2) 大学院医学系研究科修士課程看護学専攻長</u>（新設）</p> <p><u>(3) 大学院医学系研究科修士課程担当の専任教授のうち、前号に規定する専攻長</u>が必要と認めた者</p> <p>3 博士課程小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p><u>(2) 大学院医学系研究科博士課程医学専攻長</u>（新設）</p> <p><u>(3) 大学院医学系研究科博士課程担当の専任教授のうち、前号に規定する専攻長</u>が必要と認めた者</p>	<p>(略)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 大学院委員会に、専門的事項を調査審議するため、修士課程小委員会及び博士課程小委員会を置く。</p> <p>2 修士課程小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p><u>(2) 大学院医学系研究科修士課程担当の専任教授のうち、学長が指名する副学長</u>が必要と認めた者</p> <p>3 博士課程小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p><u>(2) 大学院医学系研究科博士課程担当の専任教授のうち、学長が指名する副学長</u>が必要と認めた者</p>

4 各小委員会に委員長を置き、各専攻長をもって充てる。

(略)

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

【改正理由】

旭川医科大学専攻長に関する規程の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

4 各小委員会に委員長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

(略)